

○磐田市低入札価格調査制度実施要綱

平成22年3月23日告示第37号

改正

平成23年3月24日告示第73号

平成24年3月14日告示第57号

平成25年3月28日告示第79号

平成26年2月5日告示第10号

平成27年3月26日告示第54号

平成29年3月29日告示第83号

平成30年3月28日告示第121号

令和元年8月20日告示第51号

令和2年3月30日告示第89号

令和5年3月30日告示第115号

磐田市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する一般競争入札及び指名競争入札による工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）の契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査（以下「低入札価格調査」という。）及び監督体制の強化等の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事等は、予定価格が5,000万円以上の工事等及び総合評価落札方式の適用を受ける工事等とする。

2 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、当該工事等に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、その額が予定価格に10分

の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額（土木一式工事にあつては現場管理費の額、建築一式工事にあつては現場経費の額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5以上で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、入札参加者に対して入札執行の際に次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象者は、事後の調査に協力すべきこと。

第4条の2 前条第3号における落札者とならない数値的判断基準は、第3条の規定により算定して得られた額に10分の8を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）とし、失格基準価格を下回った入札を行った者は、調査の実施をせず直ちに失格とする。

（予定価格表への記載）

第5条 入札執行者は、第3条に規定する調査基準価格から消費税及び地方消費税を除いた額を予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格入札書比較価格〇〇円」と記載するものとする。

（落札決定の保留）

第6条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、後日その結果を通知する旨を告げて入札を終了する。ただし、電子入札による入札の場合は、入札執行者は、電子入札システムで保留の手続きを行い、入札参加者に対して保留の通知をする。

（調査の実施）

第7条 入札担当課長は、工事等の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを具体的に判断するため、次の各号に掲げるもののうち必要な事項について調査対象者からの事情聴取又は関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ、当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- (2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事の実施場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 就労者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名及び発注者名
- (10) 前号の公共工事の成績状況
- (11) 経営内容（業種の内訳等）
- (12) 経営状況（取引金融機関及び保証会社への照会）
- (13) 信用状況（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等）
- (14) 下請契約予定者名簿
- (15) その他必要な事項

2 入札担当課長は、前項の調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

3 入札担当課長は、第1項の調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、磐田市建設事業審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を付託する。

（落札結果の通知等）

第8条 委員会は、前条第3項による審査の結果、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、入札担当課長に落札を可とする旨を通知する。

この場合において、入札担当課長は、委員会の決定を受け調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 委員会は、審査の結果、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定を適用し、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したもの（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。

3 委員会は、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回ることとなるときは、当該次順位者を調査対象者として低入札価格調査を実施するものとし、前2項の規定を準用する。

（監督体制の強化等）

第9条 市長は、調査対象者を落札者とした場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。この場合において、当該調査対象者にその旨を通知するものとする。

- （1） 施工体制台帳及び下請負人通知書の提出並びにその内容のヒアリング
- （2） 施工計画書の内容のヒアリング
- （3） 重点的な監督業務の実施
- （4） 関係行政機関との連携
- （5） 品質証明の実施

2 前項のうち第1号、第2号及び第5号に掲げるものについては、特記仕様書等に明示するものとする。

3 第1項のうち第5号に掲げるものについては、農林土木工事共通仕様書又は土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。

（閲覧に供する書面への特記）

第10条 調査の結果、調査対象者が落札決定した場合においては、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事等」と記載する。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第73号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日告示第57号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第79号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年2月5日告示第10号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第83号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第121号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月20日告示第51号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第89号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第115号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。